

「小児慢性特定疾病医療費助成制度について」

1 医療費助成制度の概要

- ・児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）のうち、疾病の状態の程度が国の定めた基準を満たす場合に、その医療にかかる費用の一部を助成する制度です。
- ・助成を受けようとする場合は、原則として対象となる小児児童等の保護者（申請者）が住所を有する都道府県（指定都市及び中核市の場合は市。以下「都道府県等」という。）に申請を行い、審査の結果、受給資格が認められると、都道府県等から申請者へ小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されます。
- ・助成対象となる医療は、児童福祉法第19条の9に基づき都道府県等が指定する指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）における、医療受給者証に記載された疾病に関する医療に限られます。
- ・指定医療機関の指定は、その医療機関の所在する都道府県等が行います。
- ・他の都道府県等が交付した医療受給者証を所持する受給者に対して指定医療機関が行った医療についても医療費助成の対象となります。

愛知県内の制度所管自治体

都道府県：愛知県

政令指定都市：名古屋市

中核市：豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市

2 小児慢性特定疾病指定医について

- ・医療費助成の申請時には、児童福祉法第19条の3に基づき都道府県等が指定する医師（以下「指定医」という。）の作成する医療意見書の添付が必要です。
- ・指定医療機関の医師であっても、指定医でなければ医療意見書を作成することはできません。
- ・指定難病における指定医療機関及び指定医とは異なりますので御注意ください。

3 指定医に係る手続

（1）指定申請

- ・指定医の指定は、医師が医療意見書を作成する医療機関の所在する都道府県等が行います。複数の医療機関で医療意見書を作成している場合で、医療機関の所在する都道府県等が異なる場合は、主として小児慢性特定疾病的診断を行う医療機関が所在する都道府県等1か所への申請となります。

- ・一人の医師が複数の医療機関で医療意見書を作成する場合は、主として小児慢性特定疾病的診断を行う医療機関の所在する都道府県等1か所のみへの指定申請で足りますが、医療意見書を作成する医療機関名は可能な範囲で届け出をお願いいたします。

(2) 指定事項の変更

- ・指定医の氏名、居住地、生年月日、連絡先（電話番号）、医籍登録番号及び登録年月日、担当する診療科名並びに主として医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地に変更があった場合は、変更届出書により指定を受けた都道府県等への届出が必要です。
- ・なお、複数の医療機関で医療意見書を作成している場合で、令和4年3月31日以前から複数の都道府県等から指定を受けていたものについては、主として小児慢性特定疾病的診断を行う医療機関が所在する都道府県等以外の指定についての変更届出は提出不要となります。

(3) 指定の辞退

- ・転勤、退職等何らかの事情により指定医を辞退する場合、指定医辞退届により指定を受けた都道府県等への申出が必要です。ただし、令和4年3月31日以前から複数の都道府県等で受けている指定に関して、主として小児慢性特定疾病的診断を行う医療機関の所在する都道府県等以外の指定につきましては、引き続き主たる都道府県等以外へ届け出た医療機関で意見書を作成する可能性のある場合は指定医辞退届の提出は不要です。

(4) 指定の更新

- ・指定医の指定は5年ごとの更新制となります。指定医指定通知書に記載されている有効期間の満了前までに更新申請を行ってください。更新申請を行わなかった場合、有効期間が切れた後に作成した医療意見書は、原則無効となります。
- ・なお、主として小児慢性特定疾病的診断を行う医療機関の所在する都道府県等以外から受けている指定の更新手続きは不要です。

(5) 申請等の手続きに必要な書類

- ・都道府県等への指定の申請・変更の届出・辞退の申出に必要な書類は、当該都道府県等の公式ウェブサイトよりダウンロードできます。

(6) その他

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象は18歳未満の児童です（引き続き治療が必要な場合は20歳未満まで延長することができます。）。20歳以降は本制度の対象にならないため、指定難病の医療費の対象となっている疾病である場合は、指定難病における対象基準（重症度分類）を確認の上、指定難病での申請を検討してください。